

別表十五 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（1 人当たり 5,000 円以下の飲食費）について、同号の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので御注意ください。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等のために要する費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他参考となるべき事項

2 記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「4」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「定額控除限度額 2」	期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。 (資本金等) (定額控除限度額) (1) 1億円以下 600万円×$\frac{\quad}{12}$相当額 (2) 1億円超 0円 なお、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	資本金等をも有しない法人等については、措置法令第37条の4各号《資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額を資本金等とします。
「支出交際費等の額の明細」の各欄	当期中に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期中に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。

4 根拠条文

措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 4